

地域密着型サービス事業者

募 集 要 項

- 小規模多機能型居宅介護施設
- 看護小規模多機能型居宅介護施設

令和8年6月

多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課

目 次

1	はじめに.....	1
2	募集内容.....	1
3	応募要件.....	2
4	関係法令等の遵守.....	2
5	事業予定地等の要件.....	3
6	応募の手續等.....	3
7	応募書類について.....	5
8	募集及び選定スケジュール.....	5
9	応募に当たっての留意点.....	6
10	事業者選定に係る審査.....	6

1 はじめに

多賀城市（以下「市」という。）では、令和6年度から令和8年度までの3か年にわたる事業計画である高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下「市の介護保険事業計画」という。）において、小規模多機能型居宅介護施設及び看護小規模多機能型居宅介護施設の整備を進めることとしております。

今回の募集は、市の介護保険事業計画に基づき、小規模多機能型居宅介護施設及び看護小規模多機能型居宅介護施設の整備について、指定候補事業者を募集するものです。

2 募集内容

(1) 募集施設の種別

次のサービスを提供する事業所であること。ただし、サテライト事業所は本募集要項の対象とはなりません。

小規模多機能型居宅介護

※介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第19項に規定するサービス

※介護予防小規模多機能型居宅介護と併せて指定を受け、一体的に運営することも可とします。

看護小規模多機能型居宅介護

※介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項第1号に規定するサービス

(2) 募集数

各1施設（登録定員数29名以下）

(3) 募集する圏域

多賀城市内全域

(4) 施設の開設時期

令和9年3月1日までに開設（開設時期は応相談）

なお、各募集時期については「8 募集及び選定スケジュール」参照。

(5) 施設整備に係る補助金

ア 施設等の整備

区 分	補 助 単 価（※）	単 位
小規模多機能型 居宅介護施設	41,500千円以内の範囲で 宮城県知事が定める額	施設数
看護小規模多機能 型居宅介護施設		

イ 開設準備経費

区 分	補 助 単 価 (※)	単 位
小規模多機能型 居宅介護施設	1,036千円以内の範囲で 宮城県知事が定める額	宿泊定員数 (9名以下)
看護小規模多機能 型居宅介護施設		

※各補助金の額は変更になる場合があります。

また、事業実施に際して、補助金の交付及び補助金額を確約するものではありません。

3 応募要件

応募にあたっては、次の(1)から(6)までの全ての要件を満たすことが必要です。
なお、応募書類の受理後、要件を満たしていないことが判明した場合は、その後の選定審査の対象から除外します。

- (1) 法人であること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- (3) 介護保険法及び関連する省令等に定められた指定基準やその他関係法令を満たしていること。

なお、小規模多機能型居宅介護施設に関する設備基準の概要については別添資料1「小規模多機能型居宅介護の事業と指定基準の概要」、看護小規模多機能型居宅介護施設に関する設備基準の概要については別添資料2「看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定基準の概要」を参考にしてください。

- (4) 小規模多機能型居宅介護施設及び看護小規模多機能型居宅介護施設の施設種別に応じた法令、基準、指導指針等の要件を満たす計画であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続をしている法人でないこと。
- (6) 法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に掲げる暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。それらの者と密接な関係を有しないこと。

4 関係法令等の遵守

応募事業者は、事業を実施するに当たり、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、その他の関係法令等を遵守してください。

5 事業予定地等の要件

(1) 土地

ア 事業予定地を特定する必要があります。

応募書類を提出する際に、購入等により応募事業者が土地を確保しておく必要はありませんが、売買確約書又は賃貸借確約書等により、事業を実施する際に土地が確保されることを確認いたします。

イ 事業予定地が、次の土地利用の規制に係る事業計画については選定しません。

(ア) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき、市街化調整区域又は工業専用地域として指定された地域

(イ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、急傾斜崩落危険区域として指定された地域

※ 地区計画区域においては、用途地域による建築制限のほかに地区計画による制限がかかり、介護保険施設の建設ができない場合があります。事前に都市産業部都市計画課に御確認ください。

(2) 建物

ア 応募書類を提出する際に、購入等により応募事業者が建物を確保しておく必要はありませんが、売買確約書等により、事業を実施する際に建物が確保されることを確認いたします。

イ 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を受けて建築された建物の場合は、平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」又は、平成31年1月1日付け国住指第3107号「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について（技術的助言）」に定める耐震診断及び耐震改修を受けていることが必要となります。

6 応募の手続等

(1) 応募書類の応募方法及び受付

応募書類は、郵送でのみ受付いたしますので、事業者選定に応募する事業者（以下「応募事業者」という。）は、次の手順に従って、応募書類を提出してください。

ア 応募期限

「8 募集及び選定スケジュール」参照（期限必着）

イ 提出方法

応募書類2部（正本、副本）と電子データ（CD-R、USB等メモリ）を郵送してください。（※Eメールによる電子データの送付希望は、要相談とします。）

また、書類発送後は、Eメールを送信してください。

- ・ Eメールには、法人名、御担当者名、応募書類の発送日を記載ください。
- ・ タイトルは、「小規模多機能型居宅介護施設応募」又は「看護小規模多機

能型居宅介護施設応募」としてください。

※ 提出書類が整っていないときは、受理できませんので、提出前に「提出書類一覧表」等により、十分に御確認ください。

ウ 応募先

多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課介護保険係

〒985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号

E-mail:kaigo@city.tagajo.miyagi.jp

TEL:022-368-1497

エ 応募書類の受付

市介護・障害福祉課からの応募事業者宛の応募受付完了のEメールの送信をもって、受理といたします。

- ・ 受付完了のメールは、応募事業者からのEメールと応募書類が整っていることを確認した上での送信となります。
- ・ 送信から3営業日以内に応募受付完了のメールが届かない場合は、電話にてお問合せください。

※ 応募書類に不備がある場合で、市介護・障害福祉課が別途指定する期日までに応募書類が整わない場合は、不受理とし、審査対象としない場合があります。

オ 応募書類の取扱い

応募により提出された書類やCD-R等は、原則として返却いたしません。提出された書類は、必要に応じて市の附属機関である多賀城市介護保険運営協議会の審査に付することになります。

ただし、本応募内容等に関し、多賀城市情報公開条例（平成10年多賀城市条例第22号）に基づく開示請求があった場合は、同条例により取り扱うこととなります。

(2) 質問及び回答

募集要項等に対する質問等は、「募集要項等に対する質問（質問回答）書」を使用し提出してください。

ア 提出期間 「8 募集及び選定スケジュール」参照（期限必着）

イ 提出方法 E-mail又はFAX

ウ 送信先 多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課介護保険係

E-mail:kaigo@city.tagajo.miyagi.jp

FAX:022-368-7394

エ 回答

- ・ 質問書を提出された事業者の方へは、E-mail又はFAXにて、随時、回答します。
- ・ 「多賀城市公式ホームページ」において、事業者名を伏せて質問事項及びその回答内容を掲載します。

- ・ 「多賀城市公式ホームページ」において、質問事項及びその回答内容を掲載しますが、回答からホームページ掲載まで数日間の時間を要します。そのため、質問書を提出した事業者の方へ市が回答する時期と同じ時期に情報を得たい他の事業者の方は、あらかじめ御連絡ください。

※ 質問の内容は、簡潔に御記入ください。

※ 電話や口頭による質問の対応は行いません。

7 応募書類について

- (1) 応募書類は、「提出書類一覧」のとおりとします。
- (2) 応募書類は、「提出書類一覧」の順番にファイル（A4版）に左綴じで整理し、目次及びインデックスをつけてください。
- (3) 応募書類については、応募の際に正本1部を提出してください。応募事業者におかれましても、手元に当該提出書類一式の控えを保管してください。
- (4) 応募書類のうち、契約書などについては、原本は保管し、当該契約書などの写しを提出してください。

なお、その場合には、法人代表者による原本証明をお願いします。

【原本証明の例】

この写しは原本と相違ありません。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 印

- (5) 応募期間終了後は、応募事業者の都合による提案内容の変更は一切認めません。なお、市が必要と判断した際には、書類の追加、補正を求めることがあります。

8 募集及び選定スケジュール

内 容	期 間
応募事業者からの応募書類の提出期間	令和8年6月8日～ 令和8年7月17日
募集要項等に関する質問の受付期間（随時回答）	令和8年6月8日～ 令和8年6月26日
応募書類の審査（必要に応じてヒアリングの実施及び応募書類の補正・追加提出を求めることがあります。）	令和8年7月21日～ 令和8年7月下旬
選定事業者の決定	令和8年8月下旬（予定）

※ 事業者説明会の開催は予定しておりません。質問、相談などございましたら、保健福祉部介護・障害福祉課介護保険係まで、随時、御連絡ください。

※ 事業者指定の手続きは、事業開始の準備が整った時点で開始となります。

※ 今回の募集期間に応募がなかった場合は、改めて募集期間を設定し事業者の募集を

行います。

9 応募に当たっての留意点

(1) 費用の負担

設計委託費等、応募に関し必要な費用は、応募事業者の負担となります。

(2) 施設開設に伴う補助金

市の施設開設に伴う補助金は、宮城県に対して地域医療介護総合確保事業補助金の交付申請を行い、当該交付金を財源として補助を行います。そのため、宮城県から事業採択されなかった場合又は交付金が申請額を下回った場合等においても、別途、市から施設開設に伴う補助金の交付は一切ありませんので、あらかじめ御了承ください。

(3) 虚偽の記載をした場合

応募事業者から提出された書類に虚偽等の記載があることが判明した場合は、応募を無効とします。万が一、事業者を選定している場合にあっては、選定を取り消しします。市は、取り消しに伴う損害賠償等の責は負いません。

(4) その他

事業者の選定後に、事情の変化等により重大な不備のあることが判明した場合や、工期の遅れ、許可無く事業計画の大幅な変更を行った場合等においては、選定を取り消すことがあります。市は、取り消しに伴う損害賠償等の責は負いません。

10 事業者選定に係る審査

応募事業者から提出された書類等に基づく提案内容に基づき、多賀城市介護保険運営協議会において事業者の選定を行います。

選定の結果により、全ての提案が市の介護保険事業計画の目的を達成できないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがあります。

(1) 審査

提出いただいた書類を審査させていただくほか、必要に応じてヒアリングや現地確認を行います。

(2) 選定

事業者の選定にあたっては、別添資料2「(看護)小規模多機能型居宅介護事業者選定基準」に基づく採点を行い、評価点数の高い整備計画から順に採択します。

(3) 選定結果の通知

選定結果につきましては、採択あるいは不採択にかかわらず、前述の「8 募集及び選定スケジュール」の日程をめぐりに各法人あて通知します。

なお、事業者として選定された場合であっても、事業所指定を確約したものではありません。(指定基準を満たさない場合は、指定を行いません。)